

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

川崎市人事委員会

委員長 加 藤 浩 輝

川崎市人事委員会規則第 21 号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	185,800
19	189,100
20	192,400
21	195,100
22	199,300
23	202,700
24	206,000
25	211,500
26	215,100
27	220,300
28	223,500
29	226,800
30	230,000
31	233,200
32	236,400
33	239,600
34	244,400

3 5	2 4 7 , 6 0 0
3 6	2 5 0 , 8 0 0
3 7	2 5 3 , 2 0 0
3 8	2 5 4 , 8 0 0
3 9	2 5 5 , 6 0 0
4 0	2 5 6 , 4 0 0
4 1	2 5 7 , 2 0 0
4 2	2 5 8 , 0 0 0
4 3	2 5 8 , 6 0 0
4 4	2 5 9 , 4 0 0
4 5	2 6 0 , 2 0 0
4 6	2 6 0 , 9 0 0
4 7	2 6 1 , 6 0 0
4 8	2 6 2 , 4 0 0
4 9	2 6 3 , 2 0 0
5 0	2 6 3 , 9 0 0
5 1	2 6 4 , 6 0 0
5 2	2 6 5 , 0 0 0
5 3	2 6 5 , 4 0 0
5 4	2 6 5 , 8 0 0
5 5 歳以上	2 6 6 , 2 0 0

別表第13第8号中

「

7 4
7 5
7 6

7 7
7 7
7 8
7 8
7 9
7 9
8 0
8 0
8 1
8 1
8 2
8 2
8 3
8 3
8 4
8 4
8 5

」

を

「

7 3
7 4
7 4
7 5
7 5
7 6
7 6
7 7
7 7
7 8
7 8
7 9
7 9
8 0
8 0
8 1
8 1
8 2
8 2
8 3

」

に改める。

別表第13の2第8号中

「

1 0 5
1 0 6
1 0 7
1 0 8
1 1 0
1 1 2
1 1 4
1 1 6
1 1 8
1 2 0
1 2 2
1 2 4

」

を

「

1 0 6
1 0 8
1 1 0
1 1 2
1 1 4
1 1 6
1 1 8
1 2 0
1 2 2
1 2 4
1 2 5
1 2 5

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。